

総合海洋政策本部参与会議（第56回）議事概要

- ◆日時：令和3年4月13日（火）10時00分～11時40分
- ◆場所：Web会議
- ◆議事概要（参与の発言は○、事務局の発言は●で示す。）

1. 開会

2. 第3期海洋基本計画に基づく工程表の改訂について

[資料1について事務局から説明。以下、意見交換。]

- 資料1-1の11ページと12ページの船員教育について、取り上げていただき感謝するが、これを取り上げていただいて、実際に関係者間で具体的な取組をしているにもかかわらず、工程表に記載しない理由がよく分からない。やはり今取組を実施しているのだから、それを工程表に施策として記載しておいて、万が一結果が出なかったときは、結果的には実施できなかったと説明すれば事足りるのではないか。工程表の目的がよく分からないが、実施している取組を記載するのではなく、良い結果が出たものを記載するのが工程表ならば、少しおかしいと思う。
- 検討中、作業中の施策を記載することもあり得るかと思うので、記載する方向で調整を進めたい。
- 出来たものだけ記載して、出来たと言っているけど仕方がないので、実施していることは実施していると記載し、その上で出来たとか、出来なかったらどうやって反省するかと振り返るといったことではないか。事務局いかがか。
- 指摘のとおりである。船員教育は関係省庁が複数にわたるので、関係省庁と調整をし、どういった書きぶりが出るのか、担当参事官で調整をした後、報告させていただく。
- 安全保障に関するコメントとMDAについての1つ確認する。安全保障については、「中期防衛力整備計画」、あるいは「海上保安体制強化に関する方針」の下に、ハード的なものは着実に整備されている印象を持っている。ただし、第55回参与会議でも、少し発言したが、行動の裏づけとなる法的な整

備、ソフト面での強化ということについて、例えば自衛隊の警戒監視は任務の中で調査・研究ということで実施しているが、これはやはりもう一項目を立ち上げて、警戒監視という任務を付与すべきではないか。これはコメントだが、海上保安庁について言えば、任務は海上における治安維持だが、中国の海上民兵が尖閣諸島に上陸しようとしている場合、いわゆる重大な犯罪を行おうとしている場合には、危害射撃ができるという政府の見解も出ているが、具体的に危害射撃をする、あるいは武器を使用する際の条件の法的な整備といったものも、必要になるのではないか。また、日本の領海・領空の警備について言えば、領空については航空自衛隊が実施しているが、領海は海上保安庁が実施している。海には2つの意味があって、いわゆる国境警備ということになると、軍事と警察行動、これが2つ重なり合うところが出てくる。そういったところで軍事作用と警察作用の双方の特徴をいかに法的な裏づけを与えて、海上保安庁が任務を遂行しやすくするか。そういったことも本来ソフト的にもっと検討したほうがいい。これはコメントなので、特にすぐに反映するというわけではない。2点目のMDAについて、これも今年度の国際連携・協力PT、あるいは昨年度のMDAPTを反映していただいて、線表上進捗をしているが、提案は資料1-1の8ページの下、国際連携・国際協力というところで、ここにMDAPTの意見が反映される、あるいは国際連携・協力PTの意見が反映されるような矢印があるが、諸外国・国際機関との協力の推進・情報収集というところの中に、今回もうたわれている連絡調整窓口の検討、あるいはプラットフォームの検討という1つのラインが入ってもいいのではないか。

- 後段のMDAについて、今いただいたご助言の方向で工程表を修正するよう、調整させていただきたい。
- 前段のコメントは大変重要な問題であるが、今までの工程表の書き方だと、工程表の中に法整備というか、法改正を考えろというような工程表は作っていない。なので、どちらかというと、今のコメントの取扱いは、工程表というよりは、場合によると、今年度は間に合わない気がするが、次の年の意見書等に持っていくようなテーマかと思う。
- それで結構だと思う。
- 今回は資料1-1の13ページに「仙台防災枠組」を入れていただき、感謝する。防災関係も2015年にこのように世界指標ということでまとめた

き、ちょうど5年が経って、後半の10年が議論されているところ。実はこの「仙台防災枠組」には7つのグローバルターゲットが量的に提案されており、被害軽減というのもあるが、国際連携協力を増やすとか、国・地域で防災戦略、マニュアルをつくる、また、データの共有、警報の充実化、こういうものが挙げられているので、今回示していただいたような活動が国内だけではなく、海外に非常に貢献するものと期待している。

- 1点目がカーボンニュートラルに関して、今回、工程表に変更点として「グリーン成長戦略」で取り上げた重点項目に関して工程表に入ってきていると思うが、それ以外の重点項目にも基本的にはあるはずで、それが例えば使用する燃料が、既にカーボンフリーになっているとか、電気が再生可能エネルギーで生産されたものであるとか、そういったことでカーボンフリーが達成されているということであるのだったらよいが、各施策で何らかのカーボンを発生してしまうということがあるのであれば、それについて言及があったほうがいいのではないかと。2点目だが、MDAの国際連携というところに関して、国連海洋科学の10年という活動が始まっていると思うが、これについて何らかの言及があってもいいと思う。情報を共有するとか、あるいは提供するというようなことでの言及があるべき。
- まず、カーボンニュートラルに関するご意見について、今回のグリーン成長戦略に入っているものをまずは取り上げ、それぞれに矢印を入れさせていただいた。グリーン成長戦略の中のものについても、工程表には今後の重点的な取組とかでより具体的な記載もさせていただいている。そういった意味で、今挙げていただいたカーボンフリーの燃料とかLNG燃料船で温暖化ガス排出を低減するような取組とかも、中身としては入ってくると思っている。その上で、グリーン成長戦略以外で海洋の取組というのは、相談させていただきながら、記載すべきものがあるかどうか、精査させていただければと思っている。
- MDAの国際連携に関し、国連海洋科学の10年の記載を入れるべきではないかという指摘について、線表には入っていないが、施策群28に気候変動に関する情報の収集と国際的な共有ということが入っている。また、MDAに関するところではないかもしれないが、全体的な国際連携というのが別の章にあるので、そういったものも含め、指摘のあった国連海洋科学の10年の記載をどこかに入れるという方向で調整させていただきたい。

- 今説明いただいた、例えばUN Decade of Oceanというのは、施策群40の中の主な実績等にも説明等が記載されているが、まさにこの施策群40、国際連携・国際協力というところは、今年度多くのPT・SGで議論された内容の全部が関係してくると思っているが、この国際的な連携の確保及び国際協力の推進の施策群40の工程表の中には、どのPTもSGも関係しているというのが出てこない。次回で結構なので、資料1-235ページの表の中に関係するPT・SGをぜひとも取り込んでいただけたらと思う。当然、国際連携・協力PT、気候変動PTや科技イノベSGも大変関与しているので、ぜひともその3つは施策群40の表の中に貢献するものであると記載いただきたい。
- そういった形で全てのPT・SGに関連すると思うところ、施策群40についての見直しを検討させていただきたい。
- 国際連携・協力PTについて、参与からの貴重な指摘にはもちろん賛成である。MDAについて、参与から発言のあった安全保障の観点からの助言や科学の観点からの助言を支持する。この2つが我が国のMDAに関する施策のところで記載されていることは、非常に重要な意味を持つ。というのは、2018年、第3期海洋基本計画とともにMDAについても総合海洋政策本部決定がされたが、我が国のMDAの特徴は、いくつかの関係各国とはある意味一線を画し、安全保障だけに限定をしないで、「海する」も、それから気象状況もという形で、広い多様な趣旨目的に資する形のMDAという施策を取って、ある意味そろりそろりと足を踏み出した。その性質を明確にするために、他の参与からもご発言があったとおり、安全保障の観点からのご助言を入れるとともに、海洋科学の10年の観点からも記載を入れるということは、我が国のMDAの持っている特徴を維持するためにも非常に有意義なことだと思う。
- 本日、資料1-1で6つの施策に関して、その主な状況の変化とそれをどう工程表に反映させたかということが簡潔にまとまっている。これは資料1-2の大量な表を見る際に参考になるので、前回の参与会議での指摘事項等は不要だが、「3. 第3期海洋基本計画策定時以降の主な状況変化」と「5. 工程表改訂案への反映状況等」は、どこかにまとめてつけていただけたらとてもいいのではないかと。
- 今の意見は、工程表の世の中に対する見せ方として、今回の6つぐらいのところに分けて分かりやすく、ここら辺が今度の改訂のポイント、ということを示すのはいいアイデアではないかと思う。

- グリーン成長戦略に関して、今回記載していただいているが、例えば農水省だと、みどりの食料システム戦略策定というようなことで新たな動きが出てきている。様々な省庁で、具体的にグリーン成長戦略に関わるようなことが出てきているのではないかと思っている。もし拾える部分があるなら、その部分を拾って掲載していただくとよいかと思う。

- それでは、本日参与からいただいた意見を、できる限り取り入れる形で、工程表の改訂を進めさせていただくこととしたい。いただいた意見は建設的な意見ばかりだと拝察した。特に異論があってこれは駄目だという意見は伺わなかったので、おおむねこのような改訂で了承していただいたと理解するが、それでよいか。それでは、そのように理解いただいたので、今後、また参与と個別の問題については相談させていただきながら調整し、工程表改訂という方向に持っていきたい。事務局からは何か意見があるか。

● 結構である。

3. 総合海洋政策本部参与会議意見書（案）について

- 議題3、総合海洋政策本部参与会議意見書（案）について議論に先立ち、先日、スエズ運河で発生した大型コンテナ船座礁事案について、国土交通省より簡潔な説明をお願いします。

〔机上配布資料に基づき、国土交通省より説明〕

- 今の説明に関して、質問や意見はよろしいか。それでは、情報を承ったということ。

〔資料2-1について事務局から説明。以下、意見交換。〕

- できる限りのものは事務局で反映させるように努力したと思うが、さらに意見があれば伺う。

- 前回の議事概要、まだ調整中ということだが、そこにも記載されている、前回の参与会議で「PT・SGの検討の結果を含めるのが望ましい」という参与の発言が、まさに卓見であったと思う。それを含めたことによって、4ペー

ジの一番下から意見書の最後の方にかけて非常に具体的な施策への観点が明確になり、この意見書案がかなりパワーアップしたと思う。卓見に感謝申し上げるとともに、短期間でこれだけの具体的な内容を書き出した事務局の努力にも感謝する。そして、本日は、恐らく時間の関係で修文の形で発言をさせていただくのが効率的かと思うので、そのような方法で発言させていただく。かつ、私の独断に陥ってはいけないので、まだ調整中ではあるが、前回、第55回参与会議の議事概要と、それから今回の参与会議資料として、各PT・SGからの報告書案が資料として提出されているので、それらに準拠する形で修文案を伝える。そして、混乱が生じないように、参与会議終了後、修文案につき、文書で変更履歴を記載したものを提出するので、それを第56回参与会議議事概要及び意見書案の修正の際に正確に活用いただきたい。資料2-1「ご意見反映版」を借りて修文案を発言させていただく。

①2ページ、「(1)東シナ海等における情勢変化」の2つ目のパラグラフで「こうした中、本年2月、曖昧な適用海域など」とあるが、この中国海警法がどういう点で国際法違反であるかは、相当に正確にかつ注意深く論ずる必要がある。なので、むしろこの意見書案の10ページの真ん中より少し上、「(イ)関係国との連携の強化」の параの5行目にあるように「国際法との整合性の観点から問題がある」という形でさらっと済ませてあるのに倣い、2ページの「(1)東シナ海等における情勢変化」の2つ目のパラ「こうした中、本年2月、『曖昧な適用海域など』」を削除し、国際法との整合性の観点から問題があるという記載にしておくのが安全だと思う。これが1点目である。

②2点目は、4ページの一番下のほうに「(2)PT・SGにおける議論」というタイトルがある。そのすぐ上の、「科学研究のみならず様々な部分を含んでおり、関係省庁で連携しながら取り組むべきである」と。私はこの会合に出席していなかったので趣旨が分からないため修文案はお示しできないが、これでは多分、読んだ人には意味が分かりにくいので、例えば「様々な部分を含んでおり」というのはもう少し具体的に記載し、だから関係省庁で連携しながらというように、少し工夫をしたほうがわかりやすくなると思う。

③そして、10ページの①「(ア)海上法執行能力の強化」である。これについては、前回、第55回の参与会議で参与から指摘があり、かつ先ほども工程表との関係で発言があった。それは法整備に関わるものであり、工程表にも具体的に書き込むのが望ましいという指摘もあったが、やはり意見書のパワーを伴う効果を活用して、意見書に書き込むことが望ましい。そして、私は、必ずしも来年の意見書まで待つ必要はなく、令和2年度の意見書において、頭出しをしてもいいと思っており、次のような修文案を提案する。「(ア)

海上法執行能力の強化」の段落の3行目「に基づき、」とある。その後ろに、「関係省庁の機能の法的な根拠を整備することを含めて、」これぐらいの頭出しは今年の意見書でもしてもよいと思う。それは、参与の発言を活用させていただきたいという趣旨である。

④次に、そのページの「(ウ) 海洋状況把握 (MDA) の能力強化」であるこれについても、本日、先ほど工程表の議論において参与から発言があり、それに基づいて、私も心強く修正案を発言させていただく。(ウ)の1パラでまとまっているが、下から3行目。これは5ページの記載を再録する形になるが、「また」の前に、「令和2年度参与会議意見書記載のMDAの情報共有のプラットフォームの実現を加速させるべきである。」と補足すると明確になると思う。

⑤続いて、11ページである。最初に4行、シーレーンの記載がある。これについては、第55回の参与会議において参与から非常に貴重な、危機感を持ったシーレーン対処が大事である、という発言があった。その趣旨を、この4行目の最後に、次のように補足するのがよいと思う。かつ、これは令和元年度の参与会議の下でも議論のあったところなので、その意味でも私の独断ではない。次の修文である。というよりは付加、補足するという意味である。「南シナ海以外の代替シーレーンと、その利用を余儀なくされた場合の備蓄や船隊の確保（これは艦隊という意味であるが、）のシナリオを関係省庁の連携により作成する」ということを含めるのが望ましいと思う。

⑥続いて、同じく11ページの真ん中ぐらい、「②カーボンニュートラル実現に向けた海洋の貢献」の「(ア) 洋上風力発電」についてである。先ほど説明があったように、令和2年度の意見書であることの意義を明確にするために、いわば、来し方行く末を明らかにするという事で、最初の3行で平成31年の法律が記載された。これは大変結構であると思う。この法律は、領海、つまり日本の国土、陸地から12海里の狭い範囲の海域しか想定していない。しかし、その次のパラを飛ばして入れるといいと思うのだが、どの関連するPT・SGでも、洋上風力発電が領海を超えた広い海域、国際法のタームでは排他的経済水域とか大陸棚というが、そちらで洋上風力発電の設備を設置し、そのための船舶の行き来などがなされることになることが、共通に認識されている。したがって、それについて国際法の観点から、国内法で、国際法に適合的な法整備が必要である、ということに記載することが必要であると思う。具体的には、「こうした我が国海域における洋上風力発電の本格的導入に向けた『環境の整備（法令整備の検討を含む）や』官民の取組強化等により」と。これは本日の参与会議用に配信された、産業競争力強化PTの報告書案、9ページ、8行目から9行目にかけての表現を簡潔にして記載いただき

たいという趣旨である。

⑦続いて、12ページである。先ほど案内のあった(2)「①海洋における新型コロナウイルス感染症対策」である。クルーズ船について、国際的な海洋秩序に、我が国が良い意味で、横浜港にダイヤモンド・プリンセスが停泊したという特異な経験を踏まえて、海洋秩序に貢献するというはそのとおりである。しかし、外務省の国際調査研究については、その内容が直ちに日本の海洋政策に結びつくものになるかどうかは、まだ極めてフレキシブルである。なので、この点は留保し、あるいは時間的に間に合わないのであれば、記載しないのが望ましいと思う。むしろ既に国土交通省のHPにあるように国土交通省の指導下で民間が策定したクルーズ船ガイドラインがあるので、そのことに触れるほうがパワフルだと思う。例えば、「ダイヤモンド・プリンセス号事案という」から始まる3行目の終わりのほうに「具体的には」とある。その後ろに、「民間の策定したクルーズ船ガイドラインを踏まえて、国内法の整備を行う」ということを記載し、あとは外務省の調査研究で上がってくる報告書が、どの程度海洋政策に具体的に結びつくものかどうかを、時間が間に合い、かつ海洋政策に結びつくことを確認出来る限りで、意見書に記載するかどうかの判断をすることが必要であると思う。

⑧最後、締めのパンチライン、14ページである。10行目ぐらいで新しい段落が始まり、「総合海洋政策本部長」というところから始まる文章がある。ここに次のようにつけ加えたいと思う。「総合海洋政策本部長及び本部長を支える海洋政策担当大臣の指揮の下、『総合海洋政策推進事務局及び参与会議が、』」これは順序逆になってもいいが、「参与会議及び総合海洋政策推進事務局が調整・統合機能を果たすとともに」と記載し、「関係省庁には」というふうにつけるのがいいと思う。これはかねてより代々の参与会議で強調され、何度も何度もこれを実現していくことの必要性が確認されていることである。そして、今次、国際協力等のPTの報告書概要の中に、この文言を記載しようとしていたところ、意見書の本体で記載するから、ダブるから、国際協力等PTの報告書概要の中からは当該記載を除外するようというように助言を受けた。国際協力等PTの報告書概要の記載ぶりについて、確認いただく際に、この旨、ご出席いただいた参与及び有識者にはお伝えしたとおりである。なので、国際協力PTの報告書概要のところにはこの文言は入っていない。しかるに、事務局の指示とは背反し、現行の意見書(案)には、このパンチラインの記載はない。14ページのパンチライン、意見書の本体で記載するのが望ましいし、そもそもそのように約束があったところである。以上、修正案を提案させていただいた。分かりにくいところもあったと思うので、見え消しの形で、ファイルを後ほど事務局に提出する。

○ 特に3. のところで、各PT・SGの報告書がうまくまとめて記載されていると思う。1点だけであるが、4ページの「(ア)東シナ海における中国の海洋進出と日本の海上法執行の対応」というところの最後の行、「海上保安庁の体制の強化は必要である。漁民の生命と財産を守る手段でもある。政治的に決めていく時期に来ている。」という記載がある。これは机上配付された見え消し版では、「そういうこと政治的に決めていく時期に来ている」という部分がある。そこの「そういうことを」という文言が削除されているので、この一文だけ読むとやはり、少し理解が難しいというか、理解しにくいのではないかと思う。私の案としては、「政治的に決めていく時期に来ている」の前に、「さらに海上法執行の対応強化について」というような文言を記載したほうがスムーズに流れると思う。

○ 資料2-1「ご意見反映版」で申し上げるが、3ページの「(3)新型コロナウイルス感染症の拡大」の最後のパラグラフに、「外交旅客、内航海運といった海運業」と書いてあるが、この中に「造船業」という言葉が入っていない。ほかのところでは造船業という言葉が入っているので、当然ここにも造船業という言葉を入れていただきたい。また、ほかの参与も発言していたので、もうこれ以上言うこともないのであるが、特に10ページの「①東シナ海等における情勢変化への対応」ということで(ア)と(イ)と書いてあるが、これは先ほど工程表のところでは発言のあった「法を少し整備したらどうか」という部分で、特に武器の使用ということになると、当然これは憲法との問題が出てきて、大変な問題があるのではないかと思う。しかし、このところに触らずに過ぎていくということになると、結局のところ自衛隊が手足を縛られた状態で、いくら装備を実装したところで、なかなかその活動が難しいという現状は変わらないと思う。なので、私としては、例えば(イ)もそうであるが、関係国との連携の強化ということはあるが、果たしてこれだけで、今尖閣で起きている事象が、連携の強化を進めることで改善するかというと、そうは思えない。結局のところ、領土のことであるから、誰が実効支配しているかというところが問題で、一方で中国側から見れば、「これは俺の領土だ」と言っているし、日本は「これは俺の領土だ」と言っている。その中でどちらが実効支配しているか。つい最近まで、最近というのは、野田政権が尖閣を国有化するまでの間は、かなり落ち着いた状態であったが、国有化を契機に中国の海警が頻繁に来るようになり、そして、特に習近平になって10年目、いよいよ彼の任期、もしくは確信的に彼は永久に死ぬまで自分はここにとどまるという意味を少しずつ示しつつある。その状況と全く時

を同じくして、尖閣における、我が国から見れば侵略が行われているというのが現状だと私は思っている。そこに関して、当然のことながら、その周辺にいる日本の漁船が追尾されて命からがら逃げ回っているという現状。そういうことがありながら関係国との連携の強化は仕方がない。やらざるを得ない。実効性がないといっても、現状ではこれをやらざるを得ないが、「では、どうぞ日本独自でそれを解決してください、その意思を示してください」と言われたときに、果たして今の小手先の法整備だけで済むのかどうなのか。そういうことを、私ども海洋基本法を議論するときに、またはその政策を実行しているときに、言及しなくてもいいのかという思いで意見書の案を見ていた。そして、修文も提示された。でも、我々はいろいろなところで、特に憲法上の制限で手足を縛られているということを、もっといろいろな機会を捉えて国民に知らしめるべきでもあるし、政策にきちんと意思表示をしないと、いくら法の支配に基づいてそれを中国に意識させようとしたところで、彼らはそれをしない、受け入れない、独自の権力を押し通すのが、彼らだということをもうそろそろ気がついたほうがいいのではないか。それをこの意見書にダイレクトに反映することは難しいだろう。だから、参与から発言のあった書き方でぜひ示してほしいし、できれば今年度の意見書に反映されるよう、検討いただきたいと思う。

- 10ページのところの修文案について意見をいただけると、ありがたいがいかか。
- 修文案でよいのではないかと思う。
- これは私の解釈かもしれないが、憲法問題は、ここには何も存在しないと思っている。法律だけだと思う。集団的自衛権ほど厄介な話ではないので、提示のあった「法的整備の検討も含めて」というふうに記載し、あとは実力をこちらが備えるということが大事で、本当はここに、「中国の海警よりも巡視艇の数をもっと増やさなければ駄目だ、追い越さなければ駄目だ」というのを書いていただきたいが、そこまではちょっと具体的に過ぎるかもしれないが、もし参与の皆様が先ほどの修正案を書き込むことに異論があれば、これは大事なところなので、異論は言っていた方がいいと思う。いかがか。事務局からすると、「そこまで書かないでほしい」と言いたくなるかもしれないが、私としてみると、先ほど参与から発言のあったことをここに記載するというので、私と事務局で相談させていただきたい。この方向で進めさせていただく。

- そのとおりであって、当然、事務局の立場もあるので、それは座長と事務局との間で話し合っていていただいて結構であり、異論はない。
- 11ページの(1)①の「(オ)海運業・造船業の国際競争力の強化」のところで下から2行目だが、デジタルトランスフォーメーションという言葉を入れていただいたのはありがたかったが、その前に「自動運航技術をはじめとする」という言葉がもともとあって、これを今回は削除するということがあるが、これは残したほうがいいと思う。検討いただきたい。
- 机上配付資料に沿って指摘させていただく。先ほど参与から指摘のあった「北極政策のところのちょっと意味がよく分からない」と発言について。4ページ目の最後の行。「北極研究は、科学研究のみならず様々な部分を含んでおり」のところを具体的に表記してはいかがかという指摘であった。そこで、例えばこういう言葉を追記してはいかがか。「北極研究は、『国際ルール形成のための観測、北極海航路の確保、資源開発の影響評価』など様々な部分を含んでおり」と記載すると、多くの関係省庁で連携しながら進めなければいけないという点がより具体的になってくるかと思う。
- 各参与の皆様方、貴重な意見をいただき、ありがとうございます。今後、いただいた参与の意見をどのような形で意見書に反映するかについて、関係省庁とも調整させていただく。加えて、これから日米首脳会談も開催され、その動向も見極める必要があると考えている。そのように進めていく中で、皆様方にフィードバックもさせていただきたいと思っているところ、よろしく願いいたします。
- 意見書の大きな方向性、構成の在り方等について異論があるというふうには承らず、建設的な意見、修正案ばかりであったそれで、今、事務局から話があったように、これから各省とも調整は行っていかなければいけないが、事態が著しく急変することがなければ、参与の皆さんの意見を十分勘案した上で修正し、この意見書を完成させるという方向でよろしいか。
- 確かに事務局の立場もあり、関係省庁との「調整」は必要だと思う。なぜなら関係省庁が実施できないようなことを意見書で書いたとしても、それは宙に躍ってしまうからである。その意味で、調整とか柔軟性というものが必要であるという折衝は、まさに事務局の力におすがりしたい。ただ、この点

だけは発言として残していただきたい。この意見書は、座長の指導の下、参与が個人の資格で、首相によって任命された者として議論をし、「政府に向けて」発信する文書である。関係省庁に属される政府の方々の意見を書くのだったら、参与会議の意見書という形を取る必要はない。なので、先ほど申し上げたように、関係省庁の皆様の意向から全く外れてしまって実現不可能なようなことを書いてしまったら、それはよくないから、その意味で調整が必要であることは理解するし、その折衝は事務局に委ねたい。ただし、あくまで参与会議の意見書は私たち参与が個人の資格で、座長の指導の下、「政府に向けて発信する文書」であることを理解いただきたい。

- 参与会議が存在するという事自体は、政府に対して、外部の人間が意見を述べ、よりよい政策にしていくというところに参与会議の意義があるわけで、現在政府で行っていることに対して、全然できないことを言ってもしようがないが、背中を押してあげるという形の意見書をつくらなければほとんど意味がないと感じる。そのような考え方で、できる限り、参与の意見を反映させた形の意見書を、修文を含めて事務局で行ってもらい、私と相談し、必要な場合には参与に個別に意見を伺うこともあると思うが、そのような形で集約させていただけると、大変ありがたいが、そのように進めてよろしいか。どうもありがとうございました。

4. 閉会

以上